

# ベトナム，ビンフォク省ブダン県TN村の社会

## ——土地収用後の社会——

本 多 守

キーワード：ゴム加工会社，土地収用，賠償，貧困戸，新階層，農業外労働

### はじめに

筆者は2016年よりビンフォク（以下BPと略）省でステイエン族の社会変容の調査をしているが，調査地は1960年代に緻密区，戦略邑が建設されていた地域であった。その地域での調査結果が，[本多2016] [本多2017] [本多2019] である。そこで本稿では，革命基地のあった地域に成立した行政村と今までの調査地<sup>(1)</sup>のステイエン族の社会を比較することを目的の一つとした。TN村を選択した理由は革命後に成立した最も古い行政村の一つであるからである。また，選択したもう一つの理由はTN村にフォーティンゴム加工会社が農場を開設しており，会社のHPで雇用者269人中の80パーセントが少数民族であるとの記載があったからである。今までの調査地ではゴム加工会社に勤務する事例は一例しかなかったので，その詳細を確かめるべく調査を行った。結果として，1990年代後半以降生産農地のないステイエン族が多数おり，農地のない人々は新たな社会階層を形成し始めている。筆者は [本多2019] で新たな社会階層の誕生の可能性を示唆したが，本稿調査地では，すでに形成されていると言っているだろう。

従って，本稿は [本多2017] [本多2019] で扱った旧政権領域での社会変容に革命領域でのそれを加える補稿と位置づける。

### ・調査地&調査方法

ベトナム国家大学ホーチミンシティ校人文社会科学大学人類学部講師のファムタイントーイ (Pham Thanh Thôi) 氏の協力を得，2019年6月，2019年8月に計5週間調査村各集落に行き，事例を収集した。

調査地の表記であるが現在の行政村名をアルファベット頭文字で，下部単位としての行政集落名を数字で記した。インフォーマントの表記については最初に男女の別，( ) 内に生年，居住行政集落名を数字で，民族集落名をアルファベットで記す。

## I 調査地概要と歴史

本章ではTN村に限り詳述する。BP省，ブダン県や県内の他村については [本多 2016]，[本多 2017] で明らかにしているので，ご興味のある方は参照されたい。

### 1 調査地概要 [図1，2参照]

TN村はブダン県の県都ドックフォン (DP) 町から24キロ離れ，ラムドン省との境界であるドンナイ河に接する標高平均300 - 310メートルの山村である，村総面積は13,865.68ヘクタール。このうち多年生作物が12,085ヘクタールで，ゴム (3,472ヘクタール) とカシュナツツ (7,455ヘクタール) の生産が盛んである。ゴム農園は法人で2,300ヘクタール，個人で1,172ヘクタール，合計で3,472ヘクタールを占める。カシュ



図1 ブダン県地図

([本多 2019] より筆者作成)



図2 TN村集落分布地図

([UBNDxaTN 2000] より筆者作成)

ナッツ加工会社は2012年から20ほどの法人が進出していたが、最近の不作から15ほどに減少している。複数のゴム加工会社が農場を持ち、フーティンゴム加工会社 [ Cong ty Doanh nghiep (online) ] に対する聞き取りでは「労働者100人以上の中80パーセントが少数民族で、その中の30パーセントがスティエン族。残りの20パーセントがキン族である。スティエン族は第10集落4組の35人である」という。

居住民族は全部で14民族だが、人口(3,696戸/15,143人)の半分はタイー、ヌン族が占める [UBND xa TN 2018: 1-6]。現在12の集落に分かれる。

TN村の自然面積は9,300ヘクタール、人口は14,127人、1988年以降経済発展により村内に居住する民族数は15、そのうち少数民族が49パーセントを越え、最も多い少数民族はスティエン族であった。現在、集落ごとの人口は、第1集落(25戸/100人)第2集落(77戸/365人)、第3集落(?), 第4集落(14戸/78人)、第6集落(60戸/375人)、第7集落(4戸/23人)、第8集落(17戸/90人)、第9集落(3戸/10人)、第10集落(73戸/380人)、第11集落(47戸/225人)、第12集落(184戸/1,019人)である<sup>(2)</sup>。2018年

の村総人口は3,706戸/13,811人である。

## 2 TN行政村の歴史

本項では今まで筆者がしてきた時代区分「ジュネーヴ協定以前」「ジュネーヴ協定以後」「革命後」「ドイモイ後」で記述するが、「ドイモイ後」についてはゴム加工会社に土地収用される前までとする。

### ・ジュネーヴ協定以前

男性(1955?年生/8/Bu Rloh)は語る。「我々は、1軒当たり最大10人、最大5軒で集住して、祖先の開拓した土地を再開拓し生計を立てていた。密林の開拓は精霊の怒りに触れるから、開拓しなかった。この辺りは人はおらず、森だけだった」この内容は今までの調査地と同様である。また、男性(1930年生/8/Bu Mo)は、「元々ここに住んでいた。この周囲の耕作地で、米を植えていた。家は一軒だけ。それがブモー集落だ」と語る。この他にも多くの人々が、原住地を離れていないと語る。

### ・ジュネーヴ協定以後

男性(1961年生/1/Bu Min)によれば「自分の父は革命軍に参加して旧政権と戦った。若者は革命に参加し、年寄りも戦略邑に入った。革命への参加は、ただ集落で食糧の補給が主

だった。1968 - 71年は激戦で、党の指導で穴に隠れ生活した。家畜は爆撃で死に、畑仕事はできず、木々は毒薬で丸坊主になり、マラリアや飢餓、爆撃で死者が多数出た。集落ごと消滅したところもあった。この地域の革命軍は主席以下全員がステイエン族だった」という。そして1975年以前は自然面積の97パーセントが森林だった [UBNDxaTN 2000: 18]。今までの調査地は戦略邑に収容され、自分の集落を離れ、耕作地も失うケースがあった。しかし、本稿調査地では多くの集落が居住地を離れていなかった。この点は大きな違いである。

#### ・革命後

男性 (1961年生/1/Bu Min) によれば、「76年、現フオックソン村人民委員会のある第4集落近辺に新政府に呼ばれた。食べ物もある、塩もある、服もある。森は国が管理するから森も出て古い慣習を捨てるように…と言われた。みんな故郷を捨てずに来たが、しばらくすると元の集落に戻ってしまった。合作社政策で生産集団も組織された。生産集団は自分の親族によって形成された。生産集団としての活動はなく号令だけだった」という。男性 (1961年生/1/Bu Min) によれば、現住地の集落の形成については以下の通りである。「ここを最初に開拓したのは私と父だった (1982年)。私は当時すでに結婚していた。妻の父、妻方のオジが1984年に来て、その後妻の兄の畑の近くにその長男が住むようになった。そして妻の妹夫婦、私の妹の義父の兄 (ZHFB) が来た。彼らは生産集団のメンバーだが、生産集団としてここに来たわけでもなく、定耕定居政策で移住したわけでもない。ただ、親族が切り開いた生産地の近くに、親族を頼って畑作し住むようになっただけである」

男性 (1967年生/6/Bu Kra) も次のように語る。「1980年、ここに来たときは5戸で来たよ。この土地は父が自分で開拓したところだ。0.5ヘクタールあり、現在子孫で分けて住んでいる」

複数の資料によれば、革命政権によってインフラ整備や集住などがあったとあるが [TUBP 2015: I 454; Phan Ngọc Chiến 1985: 75] 今までの調査地と異なり、インフォーマントたちに従えば元の生活に戻っただけだという。今までの調査地では生産集団での活動 - 例えば陸稲、キャッサバや水稻の組織的栽培 - も実施されていたが、本稿調査地のステイエン族からは最後まで生産集団での具体的な活動について聞き取ることができなかった。

#### ・ドイモイ以後

今までの調査地ではドイモイ前後から90年代初頭に定耕定居政策が実施され、カシュナツ栽培が始まる。本稿調査地では定耕定居政策が皆無だったわけではないがあまり聞かれない。第12集落 (当時第6集落) では居住地にそのまま住んでいた人々がいたが、91、92年には60戸が政策で移住してきたという。カシュナツの広がりもかなり遅い。男性 (1973年生/10/Bu Tol 2) によると、「元々祖先の土地だったここに94年にやってきた。2006年まで焼畑での陸稲が中心。今ゴム農園のところは88年には開拓して陸稲を栽培し、93年にはカシュナツを植えていた。ただ、カシュナツを始めていたけど米がずっと主だった」という。またこの時期には今までの調査地でも触れたが [本多2018: 92]、タイ、ヌン族の自由移民が、本稿調査地がラムドン省から今までの調査地への経由地になっていることから早くから登場する。「91、92年頃から北部のカオバン、ランソン省から来た自由移民のタイ、ヌン族が森林を開拓し始めた。ステイエン族からの土地購入もあったが、多くの方は自分で森を切り開いた。94年以降、新経済政策でキン族の移住者が一時的に村内に定住したが、地勢と森林に圧倒され、他地域に移住していき、わずかな者だけが残った<sup>(3)</sup>」キン族の集落長 (1965年生/2) の生産農地4ヘクタールは1995年にステイエン族から1チウ<sup>(4)</sup>で購入したものである。また、集落長カオバン

出身のタイ族（1967年生/11）によれば、「92年に来たタイ、ヌン族の人たちの中には30ヘクタール所有している者もいる。10ヘクタール以上は4人。平均で6-8ヘクタール。自分が来た1995年当時は12ヘクタールを1.5千の金=600,000ドンで売っていた」という。売主はスティエン族であり、男性（1969年生/12<sup>5</sup>）/Bu Tolもこの頃から「土地所有観念が発生し」「2000年には土地を売り始めた。北部からのキン族に売った。2-3チウ（400,000d=1チ<sup>6</sup>）/ヘクタールとか米2-3袋でね。土地はまだたくさんあったからな」という。

## II 土地収用

今回の調査地で、今までの調査地では見られなかった、人々の不法耕作状態にあった林地にある農地をゴム加工会社が収用するということが起きた。本章では収用者であるゴム加工会社の収用と関連する公文書から見た背景と被収用者であるスティエン族側から見たその実態を明らかにする。ゴム加工会社の収用が1998年と2004年以降の2段階に大きく分かれているため、収用と関連する公文書等から見た背景と実態も2段階に分ける。ゴム加工会社の収用と関連する公文書は[Công ty TNHH Thụ Viện Pháp Luật 2003 (online)]『法律図書館 (THƯ VIỆN PHÁP LUẬT)』を主に参考、利用した。

### 1 1998年のゴム加工会社の収用

#### ・収用と関連する公文書から見た背景（～1997）

1991年8月12日にドイモイ後の最初の林業政策として「森林の保護及び開発法（58-LCT/HĐNN8）」が定められた。この中で森林を三区分別（生産林・保護林・特別利用林<sup>7</sup>）に分けた。第9条では、保護林、特別利用林は省付属管理委員会に付託、生産林については経済組織、社会団体、軍隊、事業者に交付することになった。TN村では林地をスティエン族が農地として使用しているにもかかわらず、林地の大半が保護林になってしまった<sup>8</sup>。1993年の改正土地法で

譲渡、交換、賃貸、相続、質入が認められた。1994年1月15日には「長期、かつ安定的に林業目的に供する為、組織、世帯、個人に林地を交付する規定」が公布され、組織に対する林地交付が認められた。1995年1月4日「森林・林地の契約の規定」（01-CP）の公布によって、さらに契約内容、方法が定められた。この公布はBP省人民委員会からゴム加工会社を含めた各関連機関あてに1997年7月15日に改めて公布されている（119/QĐ-UB）。1994年8月17日には政府規定（90-CP）「国防、治安、国家利益、公共利益の為の国の収用に対する賠償規定」を公布した。2条には合法的に土地を使用する者の土地、3条には土地の上の財産を賠償対象とすると明記されている。1998年4月24日政府通達「国防、治安、国家的利益、公共的利益の目的のため土地収用の損害賠償についての規定」（22/1998/ND-CP）では、賠償対象の土地についてより厳格な規定が定められ、6条6項で土地賠償を受けるためには1993年10月15日以前から安定して使用していたということが明らかである書類の所持、仮に自らの農業生産開拓地であれば、1993年10月15日以前から収用までの連続使用が条件となっていた。土地以外の賠償については、9条2項で「土地が賠償対象とならなくても、土地への投資は賠償される」という一文があった。この間、1997年10月24日（910/1997/QĐ-TTg）首相決定「今から2010年までの南東部地域<sup>9</sup>の経済社会開発の全体計画の公布」の中で「ゴム、コーヒー、茶、カシユナツツなどの多年生の工業用樹木の開発を重視する」ことが決定された。

この期間、スティエン族の耕作地は保護林となったにもかかわらず、スティエン族は1993年の土地法に基づき土地売買も開始した。そして国の経済発展戦略の中で土地収用を伴う経済開発計画が準備されていく。こうして1998年にゴム加工会社による収用があった。

### • 土地収用の実態 1

男性（1979年生 /11<sup>(10)</sup>/Bu Rula）によれば、「1998年ソンベールゴム加工会社が林地308区、305区を収用。自分は6ヘクタール、姉（1975年生）は2ヘクタール、異母兄（1973年生）は10ヘクタールを収用された。他の人々は5サオぐらいだよ。当時は大木がある場所は開拓しないで竹林を開拓し輪耕で米を作っていた。（土地利用権）証明書もない。カシュナッツはまだ植えて1-2年だった。だから賠償もない」ゴム加工会社からみれば、焼畑耕作する彼らは、保護林の不法開拓者でその農地は賠償対象ではない。また、彼らが開拓者であっても1993年10月15日以前から収用までの対象地の連続使用という条件は、彼らの生業・輪耕による陸稲栽培では条件を満たせなかった。賠償対象にならないことは、1998年4月24日政府通達「国防、治安、国家的利益、公共的利益の目的のため土地収用の損害賠償についての規定」（22/1998/ND - CP）の第7条に明記してあった。

## 2 2004年以降の収用

この時期の収用については2006年以前と具体的なゴム加工会社名の入った公文書が得られた2006年以降に分ける。

### 2-1 収用と関連する公文書から見た背景（1998～2005年）

1999年4月5日にBP省人民委員会が公布（59/1999/QĐ - UB）した「政府首相1998年12月21日の245/1998/QĐ - TTG に従った BP省における森林および森林地に対する国家管理責任に関する規定の公布」での10条では「耕作のための森林伐採防止」が明記された。この245/1998/QĐ - TTGの公布当時、筆者はラムドン省で調査していたがこの公布は焼畑耕作民に対する焼畑耕作禁止令という解釈がなされていた。

2003年3月18日に「BP省での土地賠償及び地上の家屋、建築物、農業生産物の賠償額の政策」が決定（20/2003/QĐ - UB）、公布された。

この公布では収用による賠償額が具体的に明記された。ステイエン族の農産物は陸稲、ゴム、カシュナッツ、胡椒、コーヒーだった。6条1項1でゴム、1項2カシュナッツ、1項3胡椒、1項4コーヒーが年生別に価格が明記された。例えばカシュナッツは、1年生15,000ドン/本、2年生20,000ドン/本、3年生25,000ドン/本、4年生30,000ドン/本、5年生60,000ドン/本、6年生80,000ドン/本と定められた。この他に3項6c)では陸稲300d/平方メートルが定められた。2004年3月30日首相決定307/QĐ - TTgで、「BP省でゴム、製材用樹木を植林、牧草を植える為、林業地の使用目的を変更する」決定がなされた。

2004年12月3日首相議定200/2004/ND - CP「国営森林管理署の調整、刷新、発展に関する2004年12月3日の議定」の第7条5項で「各林業会社及び森林管理班のプログラム管理外の土地面積については、省人民委員会は収用を決定し、地方の平均値に照らしてまだ土地を持っていない、あるいはまだ十分な生産地、居住地がない地元の少数民族に対してこの土地面積を優先的に交付する」と定められた。収用に関する賠償額の詳細が決められ、また林地の使用目的が変更される中で、2004年末に少数民族の土地不足問題解消の一政策が提示された。

### • 土地収用の実態 2

男性（1930年生/8/Bu Mo）によれば、「2004年アンロック、ソンベールゴム加工会社に第4集落の領域の畑を収用された。7ヘクタールとられたよ。米にカシュナッツも栽培しカシュナッツはもう実がついていたのに。ソンベールは賠償なし。アンロックやフーティンは開拓費用として2チウ払っただけ。植えて2年のカシュナッツは賠償なかった。収用された後、親族のいるギアチュン村に移動して開拓したがそこでも3ヘクタール収用された」この事例では規定（20/2003/QĐ - UB）にある2年生、結実していた4-5年生のカシュナッツに対する賠償

がされていない。

男性（1969年生/12/Bu Tol）によると「2004年、2005年に農地がゴム加工会社に収用されてなくなる。会社はフーリエン、フーティン、ソンベー、アンロック、ホアビンサインなどだ。土地賠償があったのはアンロック、ホアビンサイン。5ヘクタール当たり2チウだ。チュントゥーイ会社はカシュナッツ1本あたり50,000ドンの補償を行った。その他は開拓費用を支払っただけ。大きい木も土地も賠償なし。2003年まではどの家庭もまだ焼き畑中心。90年代にカシュナッツを知っていたけど、必要性を感じてないからさほどしてない。昔からの生活のままで、最近カシュナッツを本格的に始めたばかりだよ」

この事例では会社ごとに賠償の仕方が異なることが明らかになった。フーティンゴム加工会社はHPにこの土地の収用に関連して以下のように記載している。[Công ty CP đầu tư xây dựng cao su Phú Thịnh (online)] 「2005年5月12日にBP省33-CT/ TU 指示に従ったTN村ゴムの発展計画管理班の施設に2007年11月28日718-QĐ/PTR 規定に基づきTNゴム農場を開設した。現在面積は1,007ヘクタールに及ぶ<sup>(11)</sup>」

## 2-2 収用と関連する公文書から見た背景 (2006)

2006年5月15日に発布されたBP省人民委員会971号指示では、2004年より不法占有されているTN村の林業地288.7ヘクタールを、ゴム植林事業を実施するためにフーリエンゴム加工会社に引き渡した。フーリエンゴム加工会社は事業計画を立て、事業地にある人民の財産を算定し、補償、そして耕しゴムを植えることとした。この事業は高品質の長期雇用を生み出し、人々の生活を改善し、環境資源の保護を目的としている。土地の上の一部の費用、農作物、財産を補助し、新しい居住地で収入を得られるようにしている [Báo Công an nhân dân điện tử 2006.10.9]。2008年5月14日BP省人民委員会は決定991/QĐ - UBNDで3,350ヘクタールに及ぶ

TN保護林をソンベーゴム加工会社ギアチュン農林場に引き渡した [TUBP 2015 : I 111]。

### • 土地収用の実態 3

男性(1973年生/10/Bu Tol 2)によると、「2006年に第10集落が使用していた土地270区,134区の120ヘクタール収用された<sup>(12)</sup>。ソンベーゴム加工会社が代表で土地を収用した。場所は今のフーティンゴム加工会社の農場だ。1～7年生のカシュナッツや胡椒があった。自分のカシュナッツは0.5ヘクタール程度だけど人によっては1ヘクタールをしていたよ。自分は全部で9ヘクタールを取られた。でも賠償は全くなしだった。墓まで収用されそうになったが、それは拒否した」

男性（1967年生/6/Bu Kra）によれば、「第6集落では2007年にソンベー、フーティン、アンロックゴム加工会社が土地を収用した。当時は米ばかりだけど米のところは賠償なしで収用されてしまった。一戸当たり5ヘクタールは取られたか？カシュナッツの畑は収用された後300,000-400,000ドン/ヘクタールを賠償された。私の父（1943年生）は8ヘクタールの賠償で2.6ヘクタールの土地をもらい、今ゴムを植えている。賠償対象かどうかはカシュナッツが何年生かで左右された。私は1.4ヘクタールと0.8ヘクタールを貰った。分散しているのは賠償した会社が違うから。カシュナッツを始めたのは1994、95年。カシュナッツのなかった人はもらえなかった」

この事例ではカシュナッツの木と、土地も賠償対象である。一方、陸稲に対しては規定があるも支払はない。土地賠償は、不法耕作地ではないことを意味し、合法的な領域への開発計画の広がり示唆する。『地誌ビンフォク』には、「2000年以降貧しい生産林をより活用できるようにゴムの木に植え替えた」 [TUBP 2015 : I 113] とある。また、フーリエンゴム加工会社は2006年5月ギアチュン農場管理下のTN村で321ヘクタールの土地を入手したことをHPに記

す [Công ty TNHH MTV Cao su Phú Riềng (online)]. 2006年10月9日の公安新聞に、フーリエンゴム加工会社ゴム植林事業計画班に対し、2006年8月からTN村4, 6, 9集落のキン族主導とする暴徒が、補償がない<sup>(13)</sup>ことに腹を立て事業計画班の居留地に侵入し、設備などを破壊した記事が掲載された [Báo Công an nhân dân điện tử 2006.10.9]。このように、被収用者は奥地に住む少数民族だけでなくキン族にも及んでいたのがわかる。

また同じ行政村内でもゴム加工会社による収用があった集落となかった集落があったことが判明した。全12集落中、収用があったのは第4<sup>(14)</sup>、6、9、10<sup>(15)</sup>、11、12<sup>(16)</sup>集落であった。

### Ⅲ 土地収用後の社会

1998年4月24日政府通達「国防、治安、国家的利益、公共的利益の目的のため土地収用の賠償についての規定」(22/1998/NĐ - CP) の第9条3項 生産農地の収用について次のように記載されている。「3. 農民で土地を収用されたが、この規定第7条の賠償対象でなく、土地収用後に生産地を所有しない場合、地方自治体は新たな土地を交付することを検討する」同様の内容の記載は第12条 居住地の収用についてもあった。

本章では土地収用で発生した様々な問題 - 貧困戸、利用権証の交付、農業外労働、金融 - を明らかにする。さらに、土地収用だけを原因としない諸問題についても併せて提示していく。

#### 1 貧困戸

1989年以来国家目標である飢餓撲滅貧困削減政策の一環として、通称133 (133/1998/QĐ - TTg)<sup>(17)</sup>、134 (134/2004/QĐ - TTG) プログラム<sup>(18)</sup>が実施されている。2011年7月26日に公表された「2011-2015年のBP省における貧困削減に関する目標プログラム通過に関する決議」には次のように記されている。「BP省人口の20

パーセントが少数民族。省内貧困戸総計約1,700戸。内41.56パーセントが少数民族。そのほとんどがステイエン族とされる」(06/2011/NQ-HĐND) 貧困戸とは、調査地TN村では、生産地0.5ヘクタール以下、4人家族以上、但しそのうちの2人(両親)が労働者として働けるのであれば貧困戸になれない。貧困戸に申請し、もし認められれば5年間貧困戸となり、住宅、生産地の他にその間米や麺類などの食料品の給付、学費、医療費の免除を受ける。

#### 1-1 土地収用と貧困戸数

土地を収用と貧困戸の数の関係性を検討する。第10集落長(1960年生/10/キン族)によれば、「集落140戸中、ステイエン族は73戸。うち13戸は土地がある(0.5~7ヘクタール)が60戸はゴム加工会社に収用されたり、売却したりして土地を所有していない。60戸のうち57戸が貧困戸。2006年頃、収用され土地がない人々のうち5戸のステイエン族と2戸のキン族に対し、134/2004/QĐ - TTG決定に基づき0.8ヘクタールの土地が供与された」第4集落長(1961年生/4/キン族)によれば、「全306戸中、ステイエン族は14戸、そして貧困戸5戸、近貧困戸6戸は全てステイエン族だ」この他にも「全戸151戸中ステイエン族は60戸、貧困戸12戸、うち11戸がステイエン族だ」(第6集落長1983年生? /6/キン族)、「全380戸中少数民族が296戸、ステイエン族184戸、貧困戸62戸中53戸がステイエン族だ。ステイエン族の1/3以上が貧困戸。原因は土地が少ないのに多子で独立すると皆貧困戸になってしまう」(第12集落長 1969年生/12/キン族)、「全戸320戸中ステイエン族は77戸。そのうちの40戸は2ヘクタール以下、10戸は土地なしだ」(第2集落長)、「292戸のうち47戸がステイエン族、貧困戸14戸のうち10戸がステイエン族だ。土地がないのは売却や若く独立して土地がない場合である」(第11集落長)

以上のように、インフォーマントたちの発言から土地収用だけが貧困戸になる原因ではな

い。ただ、今までの調査地では自己開拓可能世代の保有面積平均8.1ヘクタールであったが、TN村では土地収用のために突如として自己開拓可能世代の保有面積が今までの調査地の半分以下になり、その子供の贈与・相続できる面積は今までの調査地の平均値1.8ヘクタール〔本多 2019：105 - 106〕どころかゼロに近い状態を引き起こしたのは間違いない。

### 1-2 貧困戸に対する収入援助策

2012年からカッチェン国立公園の森林防衛に第6集落から8戸、第12集落から20戸が従事する。他はダンハー村、カッチェン県の人々である。一月に多くて3日ほど呼び出され、参加する。年間12チウ支払われる。従事者は土地なしのステイエン族に優先権がある。

## 2 土地利用権証の交付

### 2-1 交付の遅延

TN村では宅地は既に利用権証があるが、生産農地の利用権証の交付が遅延している。第4集落長によれば、「利用権証は大体全体の50パーセントだけだ。以前一部の土地は国営森林管理署の管理地だったからだ。ソンベークゴム加工会社は97 - 2000年にかけて人々にその土地にゴムの苗木を植え収穫を任せた。総面積は100ヘクタールだ。苗木と労賃は会社の負担だ。2008年、人々が苗木代を支払ったので会社はその土地を人々に返却し、人々は現在もそのゴムの木から収穫している。しかしその土地は林業地で生産農地に転換できていない。だから利用権証がまだ作れない。2007年にTN村は林業地3,800ヘクタールを生産農地に転換した。2010年に8,000ヘクタールを転換した。一度、数戸に対し30年の借地証が交付されたが、誰も受け取らず、現在利用権証を作成中だ」また男性（1967年生/6/Bu Kra）によると、「賠償として土地を貰ったにもかかわらず、その利用権証がない。借地証を渡そうとしたが銀行の担保として使えないので拒否した。だから誰も権利証がない」このような状態は公的な金融機関から借り入れ

を不可能にさせ、利用権喪失の危機を誘引している。後述するが、民間金融からの借り入れはかなり負担が大きい。

### 2-2 供与した土地と売却

利用権証がありながら売却する事例もある。第4集落長によれば、「2004年、2005年、2007年に生産農地の少ないか全く持っていないステイエン族に0.8から1ヘクタールの生産農地を交付したが、彼らの居住地から8キロほど離れており、行くのも困難な場所だった為全て売却されてしまった」2014年、生産地不足を補う2004年7月20日に交付された134プログラム（134/2004/QĐ-TTg）に従い、BP省はブダン県TN村第12集落において貧しい少数民族のための集中定耕定居計画を公布（2013年7月30日）し実施した（1312/QĐ-UBND）〔Công ty TNHH Thư Viện Pháp Luật 2003 (online)〕。ステイエン族に生産農地1ヘクタールを与え利用権証も交付した。しかし、ステイエン族はその土地が使用に耐えないので、55年で賃貸してしまう。土地法（Law No.45/2013/QH13）では、最長土地所有権の期間は50年と定めているが、それを55年で賃貸して「土地所有権の期間が満了した場合、法令上は、土地使用者が引き続き土地を使用する必要がある場合、国家が土地所有期間の延長を検討する」とあるのを利用して土地使用者である賃借人に権利が移行するよう、すなわち実質上の売買にしているのである。

## 3 農業外労働<sup>(19)</sup>

今までの調査地では農業外労働はあくまでも副業のケースがほとんどであり、家計の足しであった。ゴム会社勤務も一人しか見つからなかった。しかし、本稿調査地では生産農地の不足によって、農業外労働を生業とする者が多数出現した。

### 3-1 会社勤務（通年雇用）

ゴム加工会社勤務者がTN村には多数いた。例えば、I-1で述べたようにフーティンゴム加工会社が第10集落の35名を雇用している。男

性（1973/10/Bu Tol2）によれば「2014年位からゴム加工会社に通きに行く若者たちが出てくる。会社へ通きに行くのは15歳以上だ。16 - 20歳だな。健康が条件だ。4月から翌1月まで。朝1時から6時まで、それから朝食、10時から11時働いて休み、13時から15時まで働く。休めない。だから教会の儀礼は土曜日の夕方の儀礼に参加する。クリスマスも休めない。ソンベームゴム加工会社の給与は5 - 6チウ/月だがガソリン代はこっち持ち。体調が悪くても前日までに申し込まなければ休めない。3日休めば首になる」と言う。この他に第12集落の男性も「ここ数年ゴム加工会社に通きに行く人が出始めた。10人位かな？村人民委員会が労働者募集の広告をする。2 - 3年前から始まった。月給6 - 7チウ。多くが2 - 3日から1 - 2週間やめてしまう。朝2時から通きに行き14 - 16時まで働くのはつらい。休む場合は自分の代わりに働く者を自分で探さなければならない。会社は休むのを許さないから。私たちの宗教では日曜日はみな休まなければならない」と語る。第11集落、第1集落も一桁だが勤務者はいらる。ゴム会社で働くことを望まない人々は民間のゴム農園でゴム掻きをしている。今までの調査地ではスティエン族は日曜礼拝に参加しなければならないのでゴム会社には勤務しない、と言う語りが一般的で、キン族の集落長たちの認識も同様だった。本稿調査地でもそれは不変だった。実際にはゴム会社の勤務者は上述した通り土曜日の夕方の儀礼に参加するようになっている。他に、正規の社員としてガソリスタンドで4チウ/月で働く者がいた。

### 3-2 ゴムの青田買い

男性（1967年生/6/Bu Kra）からゴム加工会社からのゴムの青田買いの話聞いた。「2011年からゴム加工会社から収穫を買っている。土地じゃないよ。相手はギアチュン農場のゴム加工会社だ<sup>(20)</sup>。つまり土地単位の賃貸借契約をし、収穫を終えたら返却するんだよ。25チウ/ヘクタール/年×7=175チウ、賃貸契約は1年

毎。通常1ヘクタールなら収穫は60 - 70チウ以上だから出ているはずだ。経費は1ヘクタール当たり10チウ位。だから70チウとして10+25=35を引くと半分が経費で半分が利益になる。ゴム加工会社はゴムの相場が下落したので売ったんだ。フーリエン県やフックビン坊（phường）<sup>(21)</sup>の人たち、父の母方の人たち、父の姉がDKN村の人と結婚した（1985年）からDKN村の人たちも買った。新婚で生産農地のない私の息子夫婦は私の借りている7ヘクタールのゴム園のゴム掻きをしている。700本管理している。給与は夫婦二人で7チウ/月。だいたい230,000ドン/日かな？休んだら引く。まだ働き出して1年たっていない」

スティエン族が金策でカシュナツツの青田売りをよくやっている〔本多 2019：121-122〕が、ゴム加工会社が金策のためにしているとは考えづらい。契約者には伝わっていないが、収用後の就労機会付与の可能性も考えられる。

もう一つの注目点が、今までの調査地では結婚した子供に土地を与えるケースがあった〔本多 2019：107〕が、このケースは土地ではなく職を与えている点である。土地が不足している状況の中で、労働者が人々に新たな階層として認知されていることがわかる。

### 3-3 出稼ぎ

ホーチミン市に出稼ぎ労働に出る者が出てきている。2回の調査で10人以上いた。すべて20歳前後の男女である。男性は肉体労働者、女性は多くが縫製工場、飲食店で、朝の8時から夜中の2時まで働き、飲食宿泊費込で休みなし、給与は4チウ/月程度だという。

### 3-4 収用に伴った労働

第11集落の多くの人が1998年に土地を収用され失ったが、「収用されてからゴム加工会社に通きに行った。ゴム苗木植え、草刈、60,000ドン/1日、薬やりは150,000ドン/日だった。2005年ゴムが成長しゴム掻き職人が雇われると仕事はなくなった」というように一時的にはあるが収用した会社によって職を与えられてい

る。しかし3 - 1でも示したように、ゴム加工会社に勤務できるのは若年層だけで、それ以外の人々は雇われない。

#### 4 一般的な農業外労働

##### 4-1 ゴム畑の世話

第10集落(1973/10/Bu Tol2)によれば、「30歳以上の人は民間で働く。カシュナッツの手入れ以外にゴム畑の雑草刈や枝打ちもある。男性 大体300,000ドン/日、女性 200,000ドン/日以上。カシュナッツより収入はいい」

##### 4-2 肥料運び作業

1集団8人。3年前にできた。1回だいたい15トンの肥料運びで1トン当たり40,000ドンだ。1時間で終わるよ。40,000 × 15 = 60,000 600,000 / 8 = 75,000ドン/人の収入だ。

##### 4-3 薪製造&収集

本稿調査地では、木を伐採して一定の長さに切り、車に積み回収するまでを業としている人がいる。トラクターを60チウで購入して行く。また、男性(1959年生/7/Bao Et)によれば、薪の仕事を分業で行う者もいて、4男(1992年生)は伐採のみで500,000ドン/日、薪づくりで300,000ドン/日、薪の車両への積載で300,000ドン/日で、3人で仕事をローテーションしながら月20日間働くという。

#### 5 金融

本稿調査地では利用権証の交付遅延(III-2参照)のため銀行借入れができず、高利貸し、カシュナッツの青田売りが非常に多い。男性(1969年生/12/Bu Tol)によれば、「銀行の借金は道路沿いの利用権証が交付された2-3年前から。道沿いでないところは未だだ。でも銀行で貸してくれるのは50チウが最大。銀行は生活できていないと思っているから肥料代とか苗の費用だけしか貸してくれない。銀行の借金だけでは不足だから、2007年からカシュナッツの青田売りが始まった。買い手はフォクロンや県外の人たち、それに地元の人たちだ」男性

(1974/2/Bu Rung)は「カシュナッツの青田売り相場は10チウ/ヘクタールだ。4-5年前は25チウだったけどここ数年収穫が悪いから。我々の第2組は一番貧しい。近隣にゴム加工会社もなければ、カシュナッツ加工会社もないので副業が何もない。カシュナッツの清掃作業もない。カシュナッツの収穫が悪くなり、カシュナッツの青田売りをしてそのお金が無くなり最終的に土地を売り、土地面積が少なくなる悪循環だ」男性(1967年生/6/Bu Kra)は語る。「みんな集落内のキン族から借金して生活しているよ。1チウ借りると4-50,000ドン/月。返せなければ土地を売って借金を返済している。つまり土地を取られてしまうのさ。金貸しは数十ヘクタール持っているよ。スティエンは0.2ヘクタールから多くても2ヘクタール。土地なしもいるよ。昔両親が持っていた土地2-3ヘクタールを徐々に売ってしまじゃ0.2ヘクタールになってしまったんだ」青田売りの理由を彼はこう答える。「自分も0.8ヘクタールのカシュナッツ畑を3年30チウで、第6集落のキン族に青田売り中。1.4ヘクタールのカシュナッツ畑も第12集落のキン族に2016年から10年間青田売りで100チウ。青田売りのお金でバイクと米を買った。2016年に息子(1995年生)が第6集落(Bu Mre)の女性と結婚した時の婚礼の費用で200チウ。内訳は豚8 スルン2 ペーパン40 ドパン4 ドラン2 水牛2 牛1<sup>(22)</sup>。これら花嫁代償を支払ったから妻方居住はなかったよ」妻方居住は「仮に妻方に住んでいて家が独立したとしても、経済的には独立できない。何をするにしてもお金を使う場合全部妻方の許可がある。だから今、男は結婚しても妻方居住はならないんだよ(男性1979/11/Bu Rula)」

花嫁代償や婚礼費用の新郎側の負担の大きさについては[本多 2019:116-120]で、明らかにしたが、本稿調査地では、生産地が極端に少なく、収入が低いために花嫁代償の負担が大きくなり、かつ近年の風潮の妻方居住を回避することを望めば、さらに負担が増すことになる。

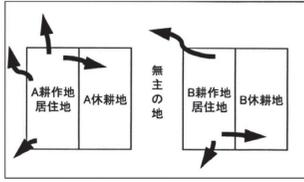


図3 ドイモイ前

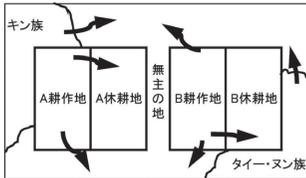


図4 土地収用前

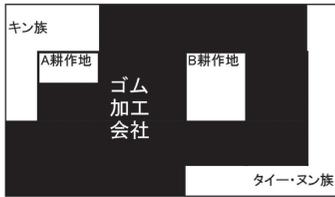


図5 土地収用後

その上利用権証がないので銀行借入れができず、青田売りか民間金融での資金調達に頼らざるをえず、それが自らの首を絞める結果となる。

## 結

今までの調査地域と本稿の地域で大きな差があることが判明した。本稿調査地である革命基地の置かれた地域は、ステイエン族しか居住しておらず、その中に革命勢力の基地ができ、ステイエン族の集落は本来の姿のまま革命、戦争終結を迎えた。集落の形成方法も本来の姿のまま、さもなくば故地に帰る方法をとっている。従って耕作方法もドイモイ後にタイ・ヌン族、キン族が移住してくるまで図3のような形を維持していた。タイ・ヌン族、キン族が移住してきてもまだ土地は余っていた(図4参照)。ところがゴム加工会社に収用されて一気に土地がなくなってしまったのである(図5参照)。

土地を保有していない人が多数現れ、III章で

述べたように、多数の労働者層が出現している。つまり、図4の段階までは今までの調査地よりも遅れていたが、土地を収用されたことによって一気に社会が変化し新たな労働者層を生み出したと言えるだろう。但し、この地域に安定した収入を得られる職業が少ないのは問題であり、現在のゴム会社の給与では生きるのがやっとなのである。これから結婚する若者たちは生産農地も、家もなく、安定した職場がなければすべて貧困戸になってしまう可能性がある。

今後の課題として、今までの調査地と本稿調査地で集落の形成方法の相違がみられた点の検討が残っている。今までの調査地は父系親族集団の紐帯がかなり強く、結婚後たとえ土地が不足しても妻方居住し続ける形態はあまり見られなかった。しかし本稿調査地では妻方に土地があればその縁を頼って妻方に移住することが一般的だったようである。筆者が調査したラムドン省のマー族もこのような集落の形成方法をしていた。この相違がなぜ生まれたのか今後の調査課題としたい。

## <注>

- (1) 「今までの調査地」とは以後、図1内国道14号線のある行政村を指す。
- (2) この戸数、人口は集落長から直に聞き取りした数値である。
- (3) 例えば、第10集落長に対する聞き取りでは、1997年ハイズン省の人々が新経済区政策で60戸ここに来ていたが、4チウの補助金と6キロの米を貰った後、5戸以外はすべて他の村へ移住してしまったという。
- (4) 1チウ=1,000,000ドン
- (5) 第12集落は2002年に第6集落より分離。従って2000年当時は第6集落。
- (6) ベトナムのキンの単位 1チ(chi) = 3.75g
- (7) 生産林は製材用、竹用、非木材林産物の3種に分け、販売可能とした。保護林は自然環境保護を目的とし、特別利用林は国立公園、自然環境保全、歴史文化生態系保全の3グループに分

- かれている。詳細は [ラビンハイハー, 飯田繁 2005: 105] 参照。
- (8) BP省の土地利用目的別面積は [本多 2016: 234] 参照。
- (9) ホーチミン市, ドンナイ省, バリアブントウ省, ビンズオン省, BP省, タイニン省, ラムドン省, ビントゥアン省, ニントゥアン省を指す。
- (10) 第11集落は2003年に第4集落から分離したので, 収用時は第4集落である。
- (11) 場所は現12集落, 旧第6集落の領域である。
- (12) 第10集落長によれば, 「2004年から2007年に貧しい森を生産林に変えようというプログラムの元, フーティン, コンミン, ナムハンのゴム加工会社がスティエン族とキン族の土地を収用した。この時に自然林は完全になくなり開拓できる土地はなくなった」インフォーマントによれば, この120ヘクタールの中に第1集落, 第2集落各5戸程度の所有する生産農地が含まれていたという。
- (13) 2005年6月3日省人民委員会55決定で2004年1月1日以前に建築, あるいは耕作されたものについては補償対象となっている。
- (14) 現在第8集落に住む人々の生産農地もあった。
- (15) 現在第1集落, 第2集落に居住する人々の生産農地もあった。
- (16) 第6集落より分離。
- (17) 国際連合開発計画 (UNDP) の支援の下, 1998年7月23日に政府目標の一つに定められた1998年から2000年までの飢餓撲滅貧困削減の目標プログラム。内容は対象戸を2000年までに全戸数の10パーセント以下になることを目標に据え, 1, インフラ建設投資計画, 2, 産業生産発展援助計画, 3, 貧者に対する信用 (供与) 計画, 4, 教育援助計画, 5, 医療援助計画, 6, 農林業を促進し, 生計の建て方を指導する計画, 7, (省略) 8, 定耕定居, 移民, 新経済計画, 9, 特に困窮している少数民族に対する援助計画が含まれた。
- (18) 2004年7月20日に飢餓, 貧困で生活困難な少数民族の世帯を対象に耕作地, 宅地, 住居, 生

活用水の国家による援助プログラム。詳細に面積の規定もあるが, 実際は実施場所, 時期によって異なる。

- (19) 自己所有していない土地での農業, 労役。
- (20) フーリエンゴム加工会社ギアチュン農場 [Công ty TNHH MTV Cao su Phú Riềng (online)] 参照。
- (21) フォクロン市の下級行政単位。
- (22) 花嫁代償については [本多2017] [本多2019] 参照。

#### <参考文献>

本多守

2016 「資料にみるビンフォク省の社会変容——プロ集団を中心に」『(東洋大学) アジア文化研究所研究年報』51: 196-216。

2017 「ベトナム・ビンフォク省に居住するプロ集団の婚礼の変容」『(東洋大学) アジア文化研究所研究年報』52: 123-138。

「ベトナム・BP省ブダン県に居住するプロ集団の土地所有観念と新たな社会階層」『白山人類学』22: 81-130

ラビンハイハー, 飯田繁

2005 「1975年以降におけるベトナムの森林政策」『九大演報』86: 101-120

Đảng Công Sản Việt Nam BCH Đảng Bộ xã Thống Nhất (本稿ではDBXTN と略)

2000 Truyền thống đấu tranh cách mạng của quân và dân xã Thống Nhất anh hùng

Phan Ngọc Chiến

1985 Kinh tế nông nghiệp của người Stiêng trước và sau năm 1975, In *Vấn đề dân tộc ở Sông Bé*, edited by Mạc Đường, pp. 65-88, Sông Bé: NXB, Tổng hợp Sông Bé.

Tỉnh Ủy- UBNDT Bình Phước (本稿ではTUBP と略)

2015 *Địa Chí Bình Phước I*, TPHCM: Nxb, Chính trị Quốc gia- Sự thật.

UBND xã TN

2018 Báo cáo tình hình thực hiện nhiệm vụ 6 tháng đầu năm 2019

<ウェブサイト>

Báo Công an nhân dân điện tử

2006 1009 “Phá tài sản của công ty cao su Phú Riềng”

Accessed on August 31, 2019

<http://cand.com.vn/Ban-tin-113/Pha-tai-san-cua-cong-ty-cao-su-Phu-Rieng-29155/>

Công ty CP đầu tư xây dựng cao su Phú Thịnh

— “ Nông trường cao su Thống Nhất” Accessed on December 26, 2018

<http://www.phuthinhrubber.vn/nong-truong-cao-su-thong-nhat>

Công ty Doanh nghiệp

— “Thông tin công ty/ Bình Phước/Nông Trường Cao Su Thống Nhất - Công Ty Cổ Phần Đầu Tư Xây Dựng Cao Su Phú Thịnh” Accessed on August 29, 2019

<https://binh-phuoc.congtydoanhngiep.com/nong-truong-cao-su-thong-nhat-cong-ty-co-phan-dau-tu-xay-dung-cao-su-phu-thinh>

Công ty TNHH Thư Viện Pháp Luật

2003 “THƯ VIỆN PHÁP LUẬT” Accessed on August 30, 2019

<https://thuvienphapluat.vn/>

Công ty TNHH MTV Cao su Phú Riềng

— “NÔNG TRƯỜNG NGHĨA TRUNG” Accessed on August 20, 2019

<http://www.phuriengrubber.vn/vi/don-vi-truc-thuoc/nong-truong-nghia-trung/134-nong-truong-ntrung.html>

(客員研究員)

# **Stieng's Society in TN Village, Bu Dung Province, Binh Phuoc Province, Vietnam: Social Change after Land Expropriation**

HONDA Mamoru

The author has been investigating the social change of the Stieng (Blou) since 2016 in Binh Phuoc Province. The author's research site was the area where the Strategic hamlet was built in the 1960s until 2018. The results of the author's research in the area are [Honda 2016] [Honda 2017] [Honda 2019]. In this paper, the author's research site is TN village where the National Liberation Front's base was located. Furthermore Currently, TN village there are farms of rubber companies, where those are hiring a large number of ethnic minorities. Until now, there was only one case of working for a rubber company at the research site so far, so the author wanted to confirm the details. As a result, many people have been expropriated by rubber companies since the late 1990s, and they have begun to form new social stratum. The author suggested the possibility of the forming of a new social stratum in [Honda 2019], but in this paper, the author affirmed that it has already been formed in TN village. Therefore, this paper is a supplementary paper that adds the social change in the area of the National Liberation Front's base to these papers [Honda 2017] [Honda 2019].

Key words: Rubber company, land expropriation, compensation, poverty household, new social stratum, non-agricultural labor